

平成 2 3 年 3 月 4 日 開会

平成 2 3 年 3 月 2 2 日 閉会

平成 2 3 年

第 1 回 定例会 会議録

小豆島町議会

平成 2 3 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 6 号

平成 2 3 年第 1 回小豆島町定例会を次のとおり招集する。

平成 2 3 年 2 月 2 1 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1 . 期 日 平成 2 3 年 3 月 4 日 (金)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 3 年 3 月 4 日 (金曜日) 午後 1 時 ~

閉 会 平成 2 3 年 3 月 2 2 日 (火曜日)

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	出席 欠席 ×			
		3月4日	3月7日	3月17日	3月22日
1	森 口 久 士				
2	谷 康 男				
3	大 川 新 也				
4	柴 田 初 子				
5	藤 本 傳 夫				
6	森 崇				
7	新 名 教 男				
8	安 井 信 之				
9	植 松 勝 太 郎				
10	渡 辺 慧				
11	村 上 久 美				
12	鍋 谷 真 由 美				
13	中 江 正				
14	中 村 勝 利				
15	浜 口 勇				
16	秋 長 正 幸				

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	第3日	第4日
町 長	塩 田 幸 雄				
副 町 長	竹 内 章 介				
教 育 長	明 田 隆 雄				
総 務 課 長	中 桐 久 志				
企 画 財 政 課 長	松 本 篤				
税 務 課 長	松 尾 俊 男				
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章				
保 健 事 業 課 長	村 口 佐 吉				
介 護 事 業 課 長	宗 保 孝 治				
環 境 衛 生 課 長	平 井 俊 秀				
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明				
才 リ ー プ 課 長	中 塚 昭 仁				
農 林 水 産 課 長	石 山 豊				
建 設 課 長	尾 田 秀 範				
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志				
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安				
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司				
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海				
水 道 課 長	曾 根 為 義				
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬				
社 会 教 育 課 長	大 下 淳				
介護老人保健施設事務長	(兼) 宗 保 孝 治				
病 院 事 務 長	莊 野 守				

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 空 林 志 郎

議事日程

別紙のとおり

平成23年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成23年3月4日(金)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 町長施政方針
- 第5 報告第3号 専決処分の報告について(改良住宅等改善事業に係る工事請負変更契約の締結について) (町長提出)
- 第6 報告第4号 専決処分の報告について(町の債権の支払請求訴訟に係る和解について) (町長提出)
- 第7 議案第3号 小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第4号 小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第9 議案第5号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第10 議案第6号 小豆島町保健医療関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第7号 内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第13 議案第9号 小豆島町芸術文化のまちづくり条例について (町長提出)

- 第14 議案第10号 小豆島町坂手辺地総合整備計画の変更について (町長提出)
- 第15 議案第11号 小豆島町道路線の認定について (町長提出)
- 第16 議案第12号 平成23年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)
- 第17 議案第13号 平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
(町長提出)
- 第18 議案第14号 平成23年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算
(町長提出)
- 第19 議案第15号 平成23年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
(町長提出)
- 第20 議案第16号 平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第21 議案第17号 平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
(町長提出)
- 第22 議案第18号 平成23年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
(町長提出)
- 第23 議案第19号 平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算 (町長提出)
- 第24 議案第20号 平成23年度小豆島町水道事業会計予算 (町長提出)
- 第25 議案第21号 平成23年度小豆島町病院事業会計予算 (町長提出)
- 第26 議案第22号 平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算
(町長提出)

開会 午後1時00分

議長（秋長正幸君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

平成23年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように平成23年度における当初予算、条例制定など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

なお、今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月25日開催の議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決まりましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る2月9日に開催されました全国町村議会議長会定期総会におきまして自治功労表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

議会事務局長（空林志郎君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議長会表彰、秋長正幸殿。

副議長（森口久士君）

表彰状

香川県小豆島町議会議員 秋長正幸殿

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成23年2月9日

全国町村議会議長会会長 野村 弘

おめでとうございます。

（拍手）

議会事務局長（空林志郎君） おめでとうございます。

なお、全国町村議会議長会定期総会では、小豆島町議会が町村議会表彰を受賞いたしておりますのでお知らせをいたします。以上で表彰伝達式を終わります。

議長（秋長正幸君） 次に、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会3月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

私が町長に就任以来間もなく1年が過ぎようとしております。この間、人口減少や少子・高齢化に負けない元気なまちをつくるため、内海病院魅力プロジェクトやオーリーブトッパンプロジェクト、海の復権に向けた関係自治体との連携など、新たな取り組みを進めてまいりました。まだまだ緒についたばかりですが、本日上程させていただきます来年度当初予算におきましては、さらに幅広い分野で専門家との連携を強化するとともに、町民の皆様の知恵と力を結集したまちづくりを推進し、特に医療福祉の充実など新たな魅力創造プロジェクトとして位置づけた6つの分野で着実に結果を出すべく新規事業の実施や継続事業の拡充を盛り込んだところであります。

本日は、このほかに報告2件、条例案件7件、その他の案件2件を上程させていただく予定としておりますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますとともに、倍旧のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第であります。以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の平成23年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午後1時04分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月以降2月24日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの出納例月検査執行状況報告書1件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、13番中江正議員、14番中村勝利議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本会議は本日と7日、17日及び22日とし、会期は本日から22日までの19日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月22日までの19日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 所管事務調査報告について

議長（秋長正幸君） 次に、日程第3、所管事務調査報告についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、委員会委員長から報告をお願いします。

教育民生常任委員会委員長から報告を求めます。渡辺委員長。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 平成23年3月4日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。教育民生常任委員会委員長渡辺慧。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。(1)次世代育成支援後期行動計画について。(2)し尿処理業務の今後について。

2．調査の経過。平成23年1月17日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め、調査した。

3．調査の結果。

(1)次世代育成支援後期行動計画について。

実施する施策については、住民に対し具体的かつ十分な周知を願いたい。

新たな視点での施策の見直しを検討願いたい。

(2)し尿処理業務の今後について。

平成28年度以降は、小豆島町全体の処理を現在の施設で行うこととし、そのための施設改修、機器更新に取り組みたいという方向性については支持する。

バイオマス構想への取り組みは、技術革新を持って検討していくとの考えに賛同する。以上、意見を出しました。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 町長施政方針

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、町長施政方針を議題とします。

町長から平成23年度の施政方針を伺います。町長。

町長（塩田幸雄君） 平成23年度第1回小豆島町議会定例会の開催に当たり、平成23年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

議長（秋長正幸君） ただいま町長から平成23年度の施政に関する所信要旨が述べられました。所信要旨に対する質問は3月17日に一般質問の中でお願いをします。

暫時休憩します。再開を55分から。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時55分

議長（秋長正幸君） 再開します。

~~~~~

#### 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（改良住宅等改善事業に係る工事請負変更契約の締結について）

#### 日程第6 報告第4号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求訴訟に係る和解について）

議長（秋長正幸君） 日程第5、報告第3号専決処分の報告についての報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成22年9月第3回定例会においてご議決いただきました改良住宅等改善事業に係る工事請負契約につきまして、工事内容の一部変更により変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご説明申し上げます。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（浜本広志君） 本工事、橘地区改良住宅Ⅰ、Ⅱ棟耐震並びに外壁改修等

工事の契約につきましては、町長の説明にもありましたように、平成22年9月17日開催の小豆島町議会第3回定例会において議決をいただき、有限会社壺井工務店との間で議案集の2ページの3、契約の金額、変更前として記載のとおり5,880万円で請負契約を締結しておりましたが、工事内容の変更に伴い358万9,950円の増額変更契約を行う必要が生じたものでございます。

工事内容の主たる変更についてであります。I棟の耐震改修工事におきましてピロティー掘削の結果、当初設計にないコンクリートの地中構造物が見つかり、耐震壁設置に支障があるため撤去したため、工手の増加となりました。

また、I、J棟の外壁改修工事において、爆裂等の補修箇所は当初は地上からの目視によるものであり、足場を組み、ハンマー等で確認した結果、補修箇所が502カ所から929カ所となり427カ所の増加となりました。

I、J棟の金物工事において、足場上の現場精査により換気フード、とい受け金物が塗装では対応できないほど腐食が進み、そのため取りかえをいたしました。

以上のことから、358万9,950円の増額を期し、契約の金額変更後6,238万9,950円とし、平成23年1月24日付で町長の専決処分としたものでございます。以上、簡単ではございますが、改良住宅等改善事業に係る工事請負変更契約の専決処分の報告について説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、報告第4号の専決処分の報告についての報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第4号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、さきの臨時会でご報告いたしました町の債権の支払い請求に係る訴えの提起により訴訟となった事案について和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 収納対策室長。

収納対策室長（谷部達海君） 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

お手元の上程議案集の3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号につきましては、本年1月17日開催の第1回臨時会において専決処分の報告をさせていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴

えの提起があったものとみなされた町の債権に係る支払い請求であり、通常訴訟への移行後、高知簡易裁判所において開かれた口頭弁論の結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し、双方合意の上、和解が成立したものでございます。

上程議案集の4ページをお開きいただきたいと思います。

小豆島町専決処分第3号、債務者である■■■■氏につきましては、簡易水道使用料を滞納しているものであり、平成22年11月26日に支払い督促を申し立てておりましたが、本年2月9日に高知簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれた結果、滞納する簡易水道使用料を和解条項のとおり、今後分割で支払うことで和解をしております。以上のことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当しますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告申し上げます。

~~~~~

- 日程第 7 議案第 3号 小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6号 小豆島町保健医療関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7号 内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8号 小豆島町における産業の営みを基盤とした地域活性化を目指す条例について
- 日程第13 議案第 9号 小豆島町芸術文化のまちづくり条例について
- 日程第14 議案第10号 小豆島町坂手辺地総合整備計画の変更について
- 日程第15 議案第11号 小豆島町道路線の認定について
- 日程第16 議案第12号 平成23年度小豆島町一般会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成23年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成23年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計予算

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度小豆島町水道事業会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度小豆島町病院事業会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算

議長（秋長正幸君） ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第 7、議案第 3 号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例についてから日程第 26、議案第 22 号平成 23 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までを一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第 7、議案第 3 号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例についてから日程第 26、議案第 22 号平成 23 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までを一括上程とします。

それでは、議案第 3 号から順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第 7、議案第 3 号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 3 号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成 20 年度の後期高齢者医療制度の創設によりまして、平成 19 年度をもって老人保健制度は廃止され、制度移行に伴う経過措置として 3 年間は老人保健事業特別会計を設置することが義務づけられました。

本件につきましては、平成 23 年 3 月末をもって当該経過措置の期間が満了となることから、小豆島町老人保健事業特別会計を廃止しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第 3 号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集の 5 ページをお開き願います。

今回の条例の一部改正は、健康保険法施行令の一部を改正する法律が改正され、平成

20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、老人保健制度が平成19年度限りで廃止され、経過的に一部が現在まで存続をしておりましたが、当健康保険法施行令により老人保健事業特別会計は設置の義務づけが平成23年3月31日限りとなっていることから、小豆島町特別会計条例の一部を改正し、老人保健事業特別会計を削除するものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

第1条第5号の老人保健事業特別会計老人保健事業を削除し、第6号後期高齢者医療事業特別会計等、以下を1号ずつ繰り上げるものです。

附則では、この条例は平成23年4月1日から施行し、第2項では平成22年度の収入、支出または同年度以前の決算に関しましては、従前どおり老人保健事業特別会計の規定を適用するというものです。以上で小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第4号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第4号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

乳幼児医療費の助成につきましては、間もなく県の補助金交付要綱が改正され、支給対象が就学前までに拡充されますが、同要綱の適用が本年8月1日以降の受診とされていることから、本年4月から6月までに満6歳に達する幼児については、一時的に県の医療費補助の対象外となります。

本案につきましては、県の医療費補助の有無や誕生月に関係なく、同学年の幼児は等しく就学前まで医療費助成の対象にすべきとの観点から、県の医療費補助の適用に先行して本年4月1日以降、小学校就学前までの医療費無料化を実施しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 議案第4号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案7ページをお開き願います。

この条例の一部改正は、香川県の児童福祉少子化対策の一環による乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱の一部改正により、これまでの6歳の誕生月の月末までの医療費助成対象が、小学校就学前までに延長されることとなります。よって、同要綱の施行日が23年8月1日であることのため、4月から6月の間に満6歳に達する幼児は一時的に県医療費助成の対象から外れることとなります。このため、本条例を改正し、県の要綱の施行に先行して平成23年4月1日より施行し、同学年の幼児が等しく就学までの医療費助成が受けられるようにとします。

新旧対照表を見ていただきたいと思います。

第2条での乳幼児の定義、改正前でのアンダーライン部分、「乳幼児とは満6歳に達した日の属する月の末日までの者」とあるのを、同左の改正後の「満6歳に達する以後の最初の3月31までの間」に改正しようとするものでございます。

附則としまして、さきにもありましたとおり、この条例は平成23年4月1日より施行をします。

また、経過措置としまして、平成23年4月1日以前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例によります。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第5号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第5号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げておりました国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第5号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集の9ページをお開き願います。

今回の条例の一部改正は健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年5月22日に施行され、緊急の少子化対策の一環として出産育児一時金等の支給額として平成21年

11月1日から平成23年3月31日までの出産について、暫定措置として4万円を引き上げ39万円を支給しておりましたが、この支給額について平成23年4月から恒久化することになったことから、本条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして新旧対照表により説明をさせていただきます。

第5条中、出産育児一時金として「35万円」から「39万円」に改正するものでございます。

また、附則の平成21年10月から平成23年3月までの間の出産された方の出産育児一時金に関する経過措置の規定を削除するものでございます。出産育児一時金につきましては、現在42万円を支給しております。これにつきましては、第5条のただし書きによりまして、健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要であると保険者が認めるときには39万円に3万円を上限として加算をすることができる旨規定がされております。以上で小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わります。

なお、本条例の一部改正につきましては、2月24日に開催されました国民健康保険運営協議会におきまして諮問をいたしまして、答申をいただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次に、日程第10、議案第6号小豆島町保健医療関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第6号小豆島町保健医療関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、少子化対策及び子育て支援の一環として、高校卒業後の進学に伴う家計の経済的負担を軽減するとともに、恒常的な不足が懸念されております保健・医療・福祉関係職の確保を図るため、保健医療関係職の貸付対象職種の拡充とあわせて、新たに福祉関係職を貸付対象に加えようとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 議案第6号小豆島町保健医療関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案11ページをお開き願います。

この条例の一部改正も説明が重複いたしますが、町の少子化対策、子育て支援の一環として、またあわせて保健・医療・福祉関係職における恒常的な不足を解消するため所要の

改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、小豆島町保健医療関係職修学資金貸付条例名の改正であります。対象に福祉関係職を加えることとなるため、改正後のとおり小豆島町保健・医療・福祉関係職修学資金貸付条例と改めます。

次に、第1条の改正であります。第2条第2項で貸付対象者の範囲を拡大したことに伴いましてのそれぞれの職種を規定する関係法規を加える法の改正でございます。

次に、第2条第2項の改正後の欄におけるこの条例において保健・医療・福祉関係職員とはの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師に、このアンダーライン部分職、医師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び保育士を追加するものでございます。

次に、3条中においても保健・医療・福祉関係業務と改めるとともに、第5条第2項での前項の決定に当たっては、特に不足する職種を優先して選考するものとするという条文を廃止し、希望するすべての方が利用できるよう対応しようとするものでございます。

次に、9条、10条、11条にあつては、貸付対象者に医師が入ったことによる条文の整備でございます。

次に、14ページ以降の様式、1号、2号、3号、5号については、条例が変わったことによる改正であり、様式中における条例名を改正しようとするものでございます。

最後に、附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行します。以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第11、議案第7号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第7号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年4月1日から内海病院において、病児・病後児保育事業を実施するに当たり、利用者から撤収する施設使用料を定めようとするものであります。

なお、詳細につきましては、病院事務長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 議案第7号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正

する条例についてご説明申し上げます。

提案理由と重複しますが、今回の一部改正につきましては病児・病後児保育事業を新年度から開始するに当たりまして、利用者負担を徴収するために所要の改正を行うものであります。

病児・病後児保育事業の概要でございますが、病気のために集団保育などが困難なお子さんを一時的にお預かりするものでございます。対象につきましては、生後6カ月から小学校3年生まで、定員は4名。利用時間につきましては、祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までを予定しております。

一部改正の内容につきましては、上程議案集の19ページをお願いします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

条文の改正につきましては、改正後の第3条の(1)のアの次にイとしまして、病児・病後児保育施設使用料を加え、(ア)につきましては1日の使用料として1日1,910円、(イ)は6時間未満960円、(ウ)は昼食代、おやつ代を含んでの480円と規定するものでございます。それぞれの金額につきましては、消費税等を除く金額でありまして、第4条に規定しています消費税等を加えますと1日が2千円、6時間未満が千円、昼食が500円となります。ウにつきましては、改正前のイが繰り下がる条ずれを整備する改正であります。

なお、施行日は平成23年4月1日を予定しております。以上、簡単でございますが、内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第12、議案第8号小豆島町における産業の営みを基盤とした地域活性化を目指す条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第8号小豆島町における産業の営みを基盤とした地域活性化を目指す条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地場産業によって形成された魅力ある景観を生かした地域づくりを推進するため、その基本理念と施策の基本方針、財源となる基金の設置などを定める条例を新たに制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第8号小豆島町における産業の営みを基盤とした地

域活性化を目指す条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の21ページをお開き願います。

まず、前文におきましては、条例制定の背景となった食品産業の営みによって形成されたすばらしい景観、貴重な共有財産を一人一人の参画と協働によりまして、次の世代に引き継ぐとの条例制定の趣旨をうたっております。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条は、目的規定でございます。産業の営みによって形成された景観を生かした地域づくりに関する施策を住民の理解と協力を得つつ推進し、魅力ある景観を守り、はぐくみ、次世代に引き継ぐ営みを進め、もって豊かで潤いある地域社会の実現及び小豆島の発展に資することを目的といたしております。

第2条では、産業によって形成された町並みや、これを生かした活動が地域を牽引するということが基本といたしまして、町民、産業関係団体、及び行政機関が協働し、個性豊かな地域を形成するとともに、産業の営みを基盤とした地域づくりを推進するとの基本理念を定めたものでございます。

次に、第3条からめくっていただきまして第5条までは、町や町民、産業関係団体の活動に係る役割を規定しております。

第6条では、産業の営みを基盤とした地域づくりを官民協働で推進するため、町長の附属機関として検討会を置くとしております。

第7条では、施策の立案、実施に際しての基本方針を列記しております。

第8条では、施策を重点的に進める地域の指定ができることとしております。

第9条では、指定した地域で実施される景観の維持保全活動への支援と、活動拠点等の整備に努めるということといたしております。

第10条では、産業の営みを基盤とした地域づくりに必要な財源を確保するため、基金を設置するといたしております。

第11条から第14条までは、通常の基金条例と同様に、基金の積み立てから処分までの規定を記載いたしております。

第15条は、委任規定でございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしておりまして、議会でご可決を賜りましたら速やかに公布し、基金を設置しようとするものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第13、議案第9号小豆島町芸術文化のまちづくり条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第9号小豆島町芸術文化のまちづくり条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、芸術文化を生かした地域づくりを推進するため、その基本理念と施策の基本方針、財源となる基金の設置などを定める条例を新たに制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 議案第9号小豆島町芸術文化のまちづくり条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の24ページをお開き願います。

条例の前文におきましては、条例制定の背景と芸術を生かした地域づくりに取り組むことをうたっております。現在は、心のゆとりや潤い、精神的な豊かさが求められています。芸術はそうした豊かな暮らしを構成する重要な要素の一つとなるものであります。小豆島は多くの芸術家が訪れたオリーブの丘や、数多くの石彫作品、また若手作家が創作に励む小豆島芸術家村とのかかわりで注目を集めるようになりました。今後は、活力や感動を与えてくれる島として、住民はもとより小豆島を訪れる多くの人々が心の豊かさと潤いを享受できるまちづくりに努めなければなりません。そうした考えのもと、住民の一人として芸術を生かした地域づくりを目指そうとするものでございます。

第1条におきまして、目的として住民の理解と協力のもと、豊かで潤いのある地域社会の実現を目指すこととしてございます。

第2条では、基本理念として芸術家の特性を生かした個性豊かな地域を形成するとともに、芸術を生かした地域づくりを推進することとしております。

第3条から第5条までは、町や町民、芸術関係団体の芸術活動に係る役割を規定したものでございます。

第6条では、芸術の振興を図るため検討会を置くこととしております。

第7条では、施策の立案、実施に際して基づくべき基本方針を規定したものでございます。

第8条には、施策を重点的に進めるべき地域の指定ができることとしております。

第9条で、指定した地域での施設の整備に努めることとしております。

第10条で、財源確保のため基金を設置するものでございます。

第11条では、基金の積立額を一般会計の歳入歳出予算で定めることとし、第12条で管理の方法を指定しております。

第13条は、基金から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して処理する規定でございます。

第14条では、必要のあるときは基金の全部または一部を処分することができることとし、第15条で委任規定として、この条例に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定めるとしてございます。

最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしています。以上、簡単でございますが、小豆島町芸術文化のまちづくり条例の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第14、議案第10号小豆島町坂手辺地総合整備計画の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第10号小豆島町坂手辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成20年度に策定した坂手辺地総合整備計画について、小型動力ポンプ整備事業を追加し、財政上の特別措置である辺地対策事業債の発行を受けようとするものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第10号小豆島町坂手辺地総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の27ページをお開き願います。

小豆島町辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、財政上の特別措置を得て小豆島町における辺地を整備するため、議会の議決を経て定めるものでございます。

なお、小豆島町における19辺地のうち財政上の特別措置の対象となる事業が予定されております7辺地につきましては、平成20年6月定例会で、また堀越、二生辺地につきまし

ては計画策定が必要になった都度、議会のご議決をいただき、策定年度から平成24年度までを計画期間とした辺地総合整備計画を策定し、また策定後必要に応じて変更議案を提案し、ご議決を賜っております。

坂手辺地につきましては、平成20年6月定例会でご議決を賜り、平成20年度から24年度までを計画期間とした辺地総合整備計画を策定いたしております。このような中、坂手辺地において財政上の特別措置、辺地対策事業債の発行の対象となる事業が新たに生じたので、小豆島町坂手辺地総合整備計画を変更しようとするものでございます。

次に、整備計画の概要をご説明申し上げます。

上程議案集の29ページをお開き願います。

まず、公共的施設の整備を必要とする事情でございます。坂手地区につきましては、従来から消防車両や小型動力ポンプなどを配備し、消防力の確保と迅速な消火活動に備えております。このような状況におきまして、昭和62年度に整備した小型動力ポンプの老朽化が著しく、今回これを更新するものでございます。

次に、公共的施設の整備計画でございます。

小型動力ポンプを整備するに際し、当該事業に要する一般財源139万1千円のうち、130万円に辺地対策事業債を充当しようとするものでございます。

なお、事業年度は平成23年度の単年度を予定いたしております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次に、日程第15、議案第11号小豆島町道路線の認定について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第11号小豆島町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、既に町道認定をしております別当川左岸線について、平成23年度から延伸工事に着手することに伴い、起点を変更し認定区間を延長したいもので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第11号小豆島町道路線の認定についてご説明いたします。

上程議案集の31ページからでございます。

今回、新たに町道に認定しようとする別当川左岸線は、平成19年3月議会での議案第19号において認定されたものでございます。その別当川左岸線167メートルを340メートル延伸認定し、507メートルの道路にし、道路の規定変更をしようとするものでございます。延伸を新たに町道別当川左岸線に認定しようとする340メートルの区間は、既認定路線を引き続いて内海ダム再開発にあわせて県が事業主体となり、平成23年度より河川管理道路として道路新設を行う区間でございます。県の道路整備工事完了に先立って町道に認定する理由につきましては、香川県が河川管理道として整備できる幅員は3メートルが限度でございますが、当該地域が都市計画区域内でございますとともに、地元からの要望も道路の幅員を4メートルにしてほしいということがありまして、完成後は町道として管理することを前提といたしまして、幅員を3メートルでなく4メートルで整備してもらうこととしております。なお、それに伴いまして1メートル分の用地買収や舗装工事費等の費用相当金額を町が負担金として県に支払い、香川県において幅員4メートルで道路整備をお願いしようとするものでございます。

なお、町の費用負担の軽減を目的といたしまして、町の負担金全体を単独県費補助の町道改良事業として平成23年度に採択していただき、負担金の35%相当額を県に補助してもらおうとするものでございますが、単独県費補助事業の採択には町道に認定されていることが必須要件でございますことから、今議会で町道認定の議決を求めるものでございます。

次に、認定しようとしている道路の位置や計画断面について、議案集の33ページに添付しております。図面で説明させていただきます。

水色で着色いたしております別当川の左岸の緑色の区間が、既に町道認定を受けております別当川左岸線167メートルの区間でございます。その下に赤く着色しております区間が今回認定の議決を求める区間で340メートルでございます。計画断面が非常に小さくて見にくいかと存じますが、左側が別当川の護岸で、護岸にガードレールが設置され、護岸余幅は26センチメートル、それから道路幅員が4メートルあり、その横に道路側溝が設置されます。全体で約4メートル80センチ程度の幅員構成になるかとは思いますが、また、舗装は、舗装枠5センチのアスファルト舗装で、舗装下の路盤圧は10センチでございます。

ご審議、議決をいただき、認定となりますと、路線名は別当川左岸線で変更はなく、延長が「167メートル」から「507メートル」に、道路起点が「神懸通字門原甲1595 - 1地先」から「神懸通字立恵甲397 - 1地先」に変更となります。以上で議案第11号の町道路

線の認定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（秋長正幸君） 次に、日程第16、議案第12号平成23年度小豆島町一般会計予算から日程第26、議案第22号平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第12号平成23年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の平成23年度一般会計、特別会計、当初予算書及び説明書、並びに各企業会計予算書の最初に添付しております。新年度一般会計予算につきましては、本定例会の冒頭でも申し上げましたとおり、新たな魅力創造プロジェクトとして各種の新規施策を盛り込む一方、経常的経費については厳しく抑制し、歳入歳出総額で71億8千万円の予算規模となっております。

予算の内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、特別会計などの予算につきましても議案第13号から議案第22号でご提案申し上げますが、国民健康保険事業特別会計では22億3,964万円、診療所事業特別会計3,832万9千円、後期高齢者医療事業特別会計2億9,047万5千円、介護保険事業特別会計15億9,863万3千円、介護サービス事業特別会計9,429万5千円、介護予防支援事業特別会計760万円、簡易水道事業特別会計6,220万6千円、水道事業会計が収益的収支で収入が4億9,534万7千円、支出のほうは4億3,876万5千円、病院事業会計では収益的収支で収入が27億3,399万7千円、支出が29億7,408万1千円、介護老人保健施設事業会計につきましては、収益的収支で収入が3億2,970万3千円、支出のほうは3億3,682万8千円となっております。

特別会計の予算につきましても、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第16、議案第12号平成23年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第12号平成23年度小豆島町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、平成23年度予算の編成方針でございますが、町長の施政方針で述べられましたように、福祉事業の充実を初め、新たな魅力創造プロジェクトに予算を重点配分いたしました。新規事業26、重点化事業18、44事業に2億5,600万円程度の予算を重点配分いたして

おります。その他新規事業が18件ございます。そういった中に、ご当地ナンバーとかそういった新たな事業も盛り込んでおるところでございます。一方、内海ダム再開発事業や高潮対策等、十分な防災関連事業につきましては従来に引き続き安全・安心な地域を実現するため予算の重点化を図っております。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億8千万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為の規定でございまして、事項、期間及び限度額を6ページの第2表債務負担行為のように定めるものでございます。

第3条は、地方債の規定でございまして、起債の方法、限度額、起債の目的、利率及び償還の方法を6ページの第3表地方債のように定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借入限度最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定で、各項に計上した給料、職員手当等共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ができるとしております。

まず、予算総額でございますが、予算書にあわせて配付させていただいております別冊資料の1ページ、平成23年度一般会計及び特別会計予算額表をごらんいただけたらと思います。

一般会計歳入歳出予算額が71億8千万円、国保会計など7つの特別会計、合計で43億3,127万8千円、水道事業会計など3つの公営企業会計の収益的収支の支出額が37億4,967万4千円となっております。合計152億6,085万2千円と予算総額でございます。前年度に比較いたしますと、2億8,971万4千円の増となっております。このうち一般会計予算につきましては、前年度と比較いたしまして1億9,400万円、2.8%の増となっております。これは、平成22年度一般会計当初予算が骨格予算であったことや、新たな魅力創造プロジェクトに予算を重点配分したことが主な増加要因でございます。

続きまして、款項別の予算額につきましてご説明を申し上げます。

当初予算につきましては、例年と同様各常任委員会において詳しくご審議がなされると思いますので、ここでは主なもののみ説明をさせていただけたらと思います。

まず、歳入予算でございます。予算書は2ページ、3ページ、別冊資料のほうは2ページ、平成23年度一般会計歳入予算総括表、こちらをあわせてごらんいただけたらと思います。

まず、1款町税15億6,858万8千円でございます。前年度と比較いたしますと2,358万9千円、1.5%の減額となっております。減の要因でございますが、町民税につきましては個人分が給与取得の減などによりまして4,124万5千円の大幅な減を見込んでおります。一方、法人分については納税義務者の収益回復などによりまして1,082万3千円の増額見込みといたしております。次に、固定資産税につきましては、土地の時点修正による減などによりまして、645万6千円の減額といたしております。一方、町たばこ税につきましては昨年10月からの増税分を見込みまして1,259万1千円の増額といたしております。

2款地方譲与税から8款自動車取得税交付金までは、平成22年度の実績見込み額により計上した結果、昨今の景気低迷等によりまして軒並み減額となっております。

9款地方特例交付金3,032万8千円でございます。前年度と比較して1,287万3千円、73.7%の増となっております。増の要因でございますが、子ども手当の公務員分が1,161万1千円、こちらが大部分を占めておるところでございます。国の動きは不透明な状況ではございますが、予算並びに関連法案が国会で可決されるものとして計上をさせていただいております。

10款地方交付税31億6,700万円でございます。前年度と比較して1億2,300万円、4%の増といたしております。まず、普通交付税でございますが、国の地方財政計画では地方交付税が出口ベースで2.8%の増となっており、地域活性化雇用等対策費、仮称ではございますが、この特別枠で1.2兆円が加算計上されております。また、後ほど申し上げますが、特別交付税からの振りかえ分や、これまでの交付税額等を勘案いたしまして、前年に比べ1億7,300万円、6.3%増の29億1,700万円といたしております。一方、特別交付税につきましては、これまで交付税総額の6%を特別交付税に配分されておりましたが、平成23年度には5%に、また平成24年度以降は4%に圧縮されるということが決まっております。したがって、前年度の6分の5、16.7%減となる2億5千万円を特別交付税として計上しております。

11款交通安全対策特別交付金は、前年と同額を計上いたしております。

12款分担金及び負担金7,720万5千円でございます。前年度に比べ1,049万3千円、12%の減となっております。これは、1項分担金で吉田ダム条件事業広域分担金の減、それと2項の負担金で各保育所における保護者の所得階層の変動による保育料の減額が主な減要因となっております。

13款使用料及び手数料は、前年度と大きな差異はございません。

14款国庫支出金4億9,476万3千円でございます。前年度に比べ3,747万8千円、約7%

の減となっております。これは、2項の国庫補助金で改良住宅等改善事業の終了、また植松都市下水路整備事業費の減額に伴いまして4,569万5千円の大幅な減となったことが主な要因でございます。

15款県支出金4億3,658万円でございます。前年度に比べ2,204万2千円、4.8%の減となっております。これは、3項委託金で香川県知事選挙などの選挙費委託金や国勢調査等にかかわる統計調査費委託金が減額となったためでございます。

16款財産収入と17款寄付金は、前年度と大きな差異はございません。

18款繰入金7,435万4千円でございます。前年度に比べ4,405万4千円、145.4%の大幅な増となっております。これは、二十四の瞳映画村の松竹が改修の財源とするため、岬の分教場整備運営基金から3,500万円を繰り入れますとともに、22年度から開始いたしました協働のまちづくり支援事業の財源とするため、ふるさとづくり基金から514万8千円を繰り入れることとしたため大幅な増加となっております。

19款繰越金は、前年度と同額を計上いたしております。

20款諸収入は、前年度と大きな差異はございません。

21款町債6億689万2千円でございます。前年度に比べ1億2,009万2千円、24.7%の増となっております。これは、普通建設事業費の減少とともに、国の地方財政計画における減少率を参考に臨時財政対策債の計上額を抑制した一方、地域振興基金積み立ての財源とするため、合併特例債を2億3,440万円計上いたしました結果、1億2,009万2千円の増額となったものでございます。なお、町債が増加したものを公債費の元金償還額を下回っておりますので、町債残高は減少いたします。以上、歳入合計71億8千万円、前年度に比べ1億9,400万円、2.8%の増となっております。

続きまして、歳出予算でございます。予算書は4ページ、5ページ、資料のほうは3ページ、平成23年度一般会計歳出予算目別総括表をごらんいただけたらと存じます。

まず、1款議会費1億2,436万5千円でございます。前年度に比べ3,283万5千円、35.9%の増となっております。こちらは、議員年金制度の廃止に伴う公費負担率の増によるものでございます。

2款総務費は11億2,625万4千円で、前年度に比べ2億761万2千円、22.6%の大幅な増となっております。これは、1項7目企画費で合併特例債を活用いたしました地域振興基金の積立金2億4,681万5千円を計上したことが主な増加要因でございます。

3款民生費17億5,853万1千円、こちらは前年度に比べ1億1,154万9千円、6.8%の増となっております。これは、地域活動拠点の整備を初め、新たな福祉施策の推進に要する

経費を新規に計上したことが主な増要因でございます。

4款衛生費10億5,165万5千円、こちらは前年度に比べ4,058万1千円、4.0%の増となっております。これは、1項保健衛生費で子宮頸がん等ワクチン接種事業に要する経費2,333万円を、また2項清掃費では徳本地区埋立処分地のり面整備事業2,865万円を計上したことが主な増要因でございます。

5款労働費7,054万7千円、前年度に比べ846万2千円の減となっております。こちらは、緊急雇用対策に係ります基金事業のうち、ふるさと雇用再生特別基金事業経費が減額となったためでございます。

6款農林水産業費2億4,660万1千円、前年度に比べ2,017万4千円の減となっております。これは、1項農業費で中山間総合整備事業の減額となったことが主な要因でございます。

7款商工費2億2,302万2千円、前年度に比べ2,424万9千円、12.2%の増となっております。これは、歳入でも申し上げましたが、岬の分教場整備運営基金繰入金を財源といたしまして、二十四の瞳映画村の松竹が改修等に対する補助金を計上したことによる増でございます。

8款土木費3億7,431万6千円、前年度に比べ1億7,946万4千円、32.4%の大幅な減となっております。これは、5項住宅費で石場団地耐震外壁改修事業費を新たに計上したものの、改良住宅等改善事業が終了したことによる減。また、6項都市計画費で植松都市下水道整備事業費の減などによりまして、大幅な減となったものでございます。

9款消防費3億6,001万7千円、こちらは前年度とほぼ同額を計上いたしております。

続きまして、10款教育費9億9,280万9千円、前年度に比べ6,766万8千円、7.3%の増となっております。これは、2項小学校費で安田小学校の耐震補強大規模改修事業費が皆減になった一方、3項中学校費で池田中学校校舎耐震補強事業費を計上いたしますとともに、6項社会教育費では芸術振興費に予算を重点配分した結果、増額となったものでございます。

11款災害復旧費276万6千円は、前年度とほぼ同額を計上いたしております。

12款公債費8億4,411万4千円、前年度に比べ8,251万4千円、8.9%の大幅な減となっております。これは、合併以降進めております町債発行の抑制によりまして、公債費の元利償還金が減額となったことによるものでございまして、町債圧縮の効果が徐々にあらわれてきたということでございます。

13款諸支出金及び14款予備費、こちらは前年度と同額を計上いたしております。以上、

歳出合計71億8千万円、前年度に比べ1億9,400万円、2.8%の増となっております。以上、簡単ですが平成23年度一般会計予算の概要につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。3時5分再開いたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時05分

議長（秋長正幸君） 再開いたします。

次、日程第17、議案第13号平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第13号平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,964万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表の歳入歳出予算による規定でございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定める規定でございます。

第3条でございます。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるという規定でございます。カッコ1号で保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合に同一款内のこれらの経費の各項の間で流用をすることができるとした規定でございます。

それでは、予算内容につきまして予算説明書で説明をいたします。

175ページをお開きください。

歳入でございますが、1款国民健康保険税は前年度対比2,894万5千円の減で3億2,644万1千円を計上しております。これは、被保険者数が前年度よりも約5%減の4,596人と減少することや、景気後退などによるものでございます。

続きまして、177ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料につきましては、前年と同額でございます。

3款国庫支出金でございます。

1項の国庫負担金は、被保険者数の減少によりまして医療費が減額となっております。医療費の34%が国庫負担金として交付されることから、前年度対比1,163万8千円減の3

億7,487万1千円を計上いたしております。

2項の国庫補助金につきましては、医療費の9%部分の普通調整交付金と特別調整交付金、出産育児一時金補助金の合計で、前年比2,085万6千円減の2億199万7千円を計上いたしております。

4款の県支出金でございますが、医療費の減額によりまして前年比104万円減の8,926万3千円を計上しております。

5款の療養給付費交付金でございますが、退職者の医療費の財源となる交付金で、支払基金により全額負担されることになっております。1億4,601万7千円を計上しており、退職被保険者の増によりまして前年比2,759万1千円の増額となっております。

179ページをお願いいたします。

6款前期高齢者交付金5億5,457万5千円を計上いたしております。平成20年度から創設されました制度でありまして、サラリーマンや公務員が加入する保険から拠出した基金から、65歳から74歳までの人口比に応じ市町村ごとに交付されるものでございます。被保険者の増によりまして576万円の増額となっております。

7款共同事業交付金、これは一般被保険者に係る高度な医療費に関する交付金で、前年比16万3千円増の2億6,946万円を計上しております。

8款の財産収入につきましては、利率の低下によりまして117万2千円減の144万6千円を計上いたしております。

9款繰入金でございます。

1項の他会計繰入金8,076万9千円は、一般会計からの繰入金で前年度よりも460万円の減となっております。

2項の基金繰入金でございますが、現在保有しております財政調整基金を計画的に取り崩し、被保険者に還元することとしているために1億9,409万4千円の取り崩しを予定しております。

10款繰越金は前年度と同額でございます。

181ページをお願いいたします。

11款諸収入は、高額療養費貸付金と出産費貸付金の戻入金が主で、昨年度と同額の84万5千円を計上いたしております。以上、歳入合計22億3,964万円で、前年対比2,095万6千円の減額予算となっております。

次に、歳出でございますが、予算説明書183ページをお願いいたします。

1款総務費945万1千円でございます。国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収の経

費、運営協議会費でございます。前年よりも414万3千円の大幅な減額となっております。これは、昨年度国保連合会で電算レセプト化に伴います電算システムの改修事業が終了したことによる減でございます。

2 款の保険給付費でございます。被保険者数は減少しておりますが、1人当たりの費用額がわずかに増加してあるために134万1千円の増の15億3,237万9千円を見込んでおります。

187ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度の財源は国、県、町の公費が5割、後期高齢者の方の保険料が1割、残りの4割は現役世代が後期高齢者支援金として負担することになっております。この被保険者数が前年度見込みよりも211人減の4,619人となることから、前年比1,054万4千円減の2億1,804万7千円としております。

4 款の前期高齢者納付金でございます。前期高齢者納付金は、1人当たりの負担調整対象額が201.1円から153.1円と減額になりましたことから、前年対比26万3千円減の74万7千円を計上しております。

5 款の老人保健拠出金でございますが、老人保健制度が平成20年度から後期高齢者医療制度に移行しまして、平成22年度で終了しますが前々年度の精算が一部残る可能性があることから217万6千円減の15万円を計上いたしております。

189ページをお願いいたします。

6 款の介護納付金は、40歳以上の被保険者から国保税として徴収しております介護分を支払基金に納付金として納めるものでございます。前年度より325万3千円増の9,759万7千円を計上しております。

7 款の共同事業拠出金でございます。高額医療費共同事業に対する拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金でございます。前年より365万9千円増の2億8,800万7千円を見込んでおります。

8 款の保健事業費でございます。5,297万5千円は、平成20年度から始まりました被保険者を対象とした特定健診と健康教室などの保健対策費、高額療養費及び出産費等の貸付金でございます。前年度より127万7千円の増を見込んでおります。

191ページをお願いします。下のほうになります。

9 款基金積立金でございます。基金の利子でございます。全額を基金に積み立てることにしております。前年比117万2千円減の144万6千円を計上しております。

193ページをお願いいたします。

10款の公債費でございます。公債費は資金不足になった場合の一時借入金の利子を計上しております。昨年度と同額40万円を計上させていただいております。

11款の諸支出金でございます。諸支出金は一般退職の被保険者の保険税の還付金として105万3千円、内海病院、福田診療所の直営診療施設勘定の繰出金として738万7千円を計上しております。前年度比1,217万円の大幅減でございます。これは、内海病院の医師住宅の建築が終了したことによるものでございます。

一番下になります、12款の予備費としては前年度と同額の3千万円を計上いたしております。以上、歳出合計は前年度より2,095万6千円の減額の22億3,964万円となっております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第18、議案第14号平成23年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,832万9千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書で説明いたします。

203ページをお開きください。

歳入でございますが、1款診療収入は前年対比45万3千円の減の2,933万6千円を見込んでおります。減額の理由といたしましては、医療圏域の福田、吉田地区の人口が著しく減少していることや、自家用車で内海病院とか牟礼病院等に通院される方が多いということから、診療収入も毎年減少してございまして減収としております。

2款の使用料及び手数料は、前年と同額の4万円を見込んでおります。

3款の繰入金でございます。繰入金は国保より直営診療所繰入金が520万円、一般会計からの繰入金が360万2千円の合計で、前年比76万7千円増の880万2千円を計上いたしております。

4款繰越金は、名目計上でございます。

5款の諸収入15万円も昨年と同額でございます。以上、歳入合計は前年対比31万4千円増の3,832万9千円としております。

次に、歳出でございます。

205ページをお願いします。

1 款総務費は、嘱託医師 1 名、嘱託看護師 1 名、臨時職員 1 名の人件費と施設の維持管理に必要な最低限の費用を計上しております。前年比14万 9 千円増の2,009万円といたしております。

2 款の医療費でございます。医療費は医薬材料費、検査委託料、在宅酸素の借り上げ料、医療器具の購入等でございます。各種検査手数料や法的に義務づけられておりますエックス線の定期検査費用などによりまして、前年度より16万 5 千円増の1,813万 9 千円を計上しております。

3 款予備費は、昨年と同額10万円でございます。以上、歳出合計は前年度より31万 4 千円増の3,832万 9 千円でございます。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次に、日程第19、議案第15号平成23年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第15号平成23年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の14ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 9,047万 5 千円と定めようとするものでございます。

2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による規定でございます。

予算内容につきまして、予算説明書で説明をいたします。

212ページをお開きください。

歳入からでございますが、1 款の後期高齢者医療保険料でございます。被保険者数が56名ふえており、3,569名に課せられます医療保険料でございますが、平成22年度から所得割が8.98%から8.81%に、均等割が 4 万7,700円から 4 万7,200円に減額されたこと、また定年者数が増加したことなどから、賦課総額は減額となっておりまして、保険料負担額の減によりまして前年度比1,526万 1 千円減額の 2 億1,618万 6 千円を計上しております。

2 款の使用料及び手数料につきましては、昨年と同額の 4 万 6 千円を計上しております。

3 款の繰入金でございます。繰入金は、一般会計からの繰入金として広域連合の共通経費と一般管理費、徴収費の総務費繰入金と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金の合計でございます。前年比476万 4 千円の増の7,373万 8 千円を計上いたしております。

4 款繰越金は名目計上でございます。

5 款諸収入は、保険料の過年度還付金として前年度と同額の50万 4 千円を計上しております。以上、歳入合計は前年比1,049万 7 千円減の 2 億9,047万 5 千円としております。

次に、歳出でございます。

214ページをお願いします。

1 款の総務費は、事業の管理費が14万 5 千円、保険料の徴収に必要な徴収費が325万 3 千円の計で339万 8 千円を計上しております。前年比11万 8 千円の増としております。

2 款の後期高齢者医療連合納付金でございます。保険料分が 2 億1,618万 7 千円、保険料軽減分が5,882万 1 千円、広域連合の事務費負担金が1,151万 8 千円の合計でございます。前年比1,061万 5 千円の減の 2 億8,652万 6 千円を計上いたしております。

3 款の諸支出金でございます。前年度と同額で保険料過誤納付金が50万円、還付加算金の名目予算で千円の合計50万 1 千円を計上しております。

4 款予備費は、昨年と同額の 5 万円でございます。以上、歳出合計は前年比1,049万 7 千円減の 2 億9,047万 5 千円でございます。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次に、日程第20、議案第16号平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第16号平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の17ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億 9,863万 3 千円と定めようとするものでございます。

2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表の歳入歳出予算による規定でございます。

第 2 条は、保険給付の各項目に計上しました予算額に過不足が生じた場合、同一款内で予算の流用をすることができる規定でございます。

それでは、予算内容につきまして予算説明書で説明をさせていただきます。

予算説明書の221ページをお開きください。

歳入からでございます。

1 款の保険料でございます。保険料は、第 1 号被保険者に係る保険料でございます。前年度より0.6%増の5,925名を対象に保険料の基準額を3,440円、所得段階を 8 段階とし

た算定をしております。前年比179万5千円減の2億3,071万2千円を見込んでおります。

2款の使用料及び手数料につきましては、昨年と同額の4万1千円を計上しております。

3款の国庫支出金でございます。保険給付費に対する負担金、調整交付金、地域支援事業交付金を計上してありまして、保険給付費の伸びを5%程度見込んでおりますので、前年度比2,018万1千円増の3億9,455万5千円を見込んでおります。

4款の支払基金交付金でございます。支払基金交付金は、保険給付費と介護予防事業費の30%を計上してありまして、保険給付費が伸びた分前年度より2,108万9千円増の4億6,063万6千円を見込んでおります。

5款県支出金でございます。県支出金も国庫支出金と同様、調整交付金を除く介護給付費負担金、地域支援事業費交付金を計上してありまして、前年比1,047万5千円増の2億4,499万3千円を計上いたしております。

223ページをお願いします。

6款の財産収入でございます。財産収入は、介護給付費準備基金の利子でございます。前年より17万5千円減の21万円を計上しております。

7款の繰入金でございます。繰入金は、一般会計から介護給付費、地域支援事業、事務費繰入金の2億3,009万6千円と準備基金3,392万5千円の取り崩し、20年度に創設しました介護従事者処遇改善臨時特例基金から326万1千円の取り崩しによりまして、前年より2,785万7千円増の2億6,728万5千円を計上しております。

8款繰越金は、前年度繰越金の名目計上しております。

9款の諸収入出でございます。諸収入は、生活保護者の要介護認定費用3万3千円と、任意事業の配食サービス、賄い材料費の負担金でございます。前年比2万円増の20万3千円を計上しております。以上、歳入合計は前年比7,765万2千円増の15億2,863万3千円としております。

次に、歳出でございます。

227ページをお願いします。

1款総務費は、事業管理費、保険料の徴収費、広域で行っております介護認定審査会費、包括支援センターで行っております認定調査等の経費でございます。本年度は第5期介護保険事業計画を策定することから、前年度よりも378万3千円増の3,212万6千円を見込んでおります。

229ページをお願いします。

2 款の保険給付費でございますが、特別養護老人ホームの増床や訪問介護、デイサービスなどの居宅介護サービス費の増などから、給付費の伸び率を前年度より5%程度増を見込んでおまして、7,264万7千円増の15億2,319万9千円としております。

次に、231ページをお願いします。一番下でございます。

3 款の地域支援事業費でございます。地域支援事業費は、生活機能評価、運動機能向上、介護ボランティア制度などの介護予防事業と包括支援センターの運営、配食サービス、介護教室などの任意事業費などで、前年度より121万7千円増の4,265万2千円を見込んでおります。なお、地域支援事業実施要綱の一部改正によりまして、特定高齢者という呼称が廃止されまして、二次予防事業対象者と変更になっております。

次、235ページをお願いいたします。

4 款基金積立金でございますが、介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子を基金に積み立てるもので5千円を計上しております。

5 款の諸支出金は、昨年と同様15万1千円を計上いたしております。

6 款の予備費も昨年同様50万円を計上いたしております。以上、歳出合計が前年対比7,765万2千円増の15億9,863万3千円となっております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第21、議案第17号平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護事業課長。

介護事業課長（宗保孝治君） 議案第17号平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算をご説明を申し上げます。

平成23年度の当初予算書及び説明書の20ページをお願いいたします。

議案第17号平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算、第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ9,429万5千円と定めるということでございます。

それでは、予算の説明書により予算内容をご説明を申し上げます。

予算書245ページ、46ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計は居宅介護支援、訪問介護、訪問看護の3つの事業を実施しております。

歳入をご説明いたします。

1 款サービス収入7,736万7千円、1 項介護給付費収入6,327万6千円、要介護認定者へのケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護のサービス収入です。前年度に比べまして576万6千円の増、増の要因は平成21年度介護報酬改定に伴うケアマネの計画収入、介護

サービス収入の増によるものでございます。

2 項予防給付費収入908万 3 千円、要支援認定者へのケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護サービスの収入です。前年度に比べまして23万 9 千円の増、増の要因につきましては、介護サービスいけだの利用者の増によるものでございます。

3 項自己負担収入500万 8 千円、訪問看護及び訪問介護の利用者から介護サービス費の1割負担金で、前年度に比べまして41万 4 千円の増でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 9 万 6 千円、介護サービス利用者の訪問調査手数料でございます。前年度に比べまして35万 6 千円の減でございます。減の理由につきましては、町からの依頼件数が減少したことによるものでございます。

3 款県支出金、1 項県補助金259万 7 千円、1 目介護職員処遇改善交付金150万 9 千円、介護職員の処遇改善を目的とする交付金でございます。

2 目福祉介護人材処遇改善事業助成金108万 8 千円、障害者福祉サービス提供する事業所の福祉介護職員の賃金改善に充当するための助成金です。介護職員処遇改善交付金と福祉介護人材処遇改善事業助成金ですが、23年度は介護職員全員の定期昇給に反映する予算を組んでおります。

247、48ページをお願いいたします。

4 款財産収入、1 項財産運用収入 5 万 5 千円、財政調整基金の運用利子です。

5 款寄付金、1 項寄付金 4 千円、4 つの事業所に各千円を置いております。

6 款繰入金22万 3 千円、1 項他会計繰入金 6 万 4 千円、障害者等の移動支援事業に利用するに対するサービスでございます。

2 項基金繰入金15万 9 千円、23年度予算の歳出に対する不足額を財政調整基金から繰り入れするものでございます。

続きまして、7 款繰越金、1 項繰越金 1 千円を計上しております。

8 款諸収入1,395万 2 千円、1 項収益事業収入1,394万 8 千円、1 目訪問看護事業収入685万 4 千円、医療保険の療養費収入と利用者負担金であります。前年度に比べまして30万 9 千円の増、増の要因につきましては、訪問看護利用の件数の増。22年実績によるものでございます。

2 目障害者居宅介護事業収入と利用料の計709万 4 千円でございます。

続きまして、249ページ、250ページをお願いいたします。

2 項雑入 4 千円。以上、歳入合計9,429万 5 千円となり、前年度に比べまして736万 3 千円、8.5%の増でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

251ページ、252ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費9,424万円、1 項居宅介護支援事業費2,326万 6 千円、ケアマネジャー部門の費用で職員 4 名の人件費及び諸経費でございます。前年度に比べまして602万 7 千円の増、増の要因につきましては職員 1 名を増員したことによる給与費等の増でございます。

2 項訪問介護サービス事業費4,840万 2 千円、1 目うちのみ訪問介護事業費2,398万 7 千円、嘱託ヘルパー 6 名、登録ヘルパー 4 名で事業を行っております。前年度に比べまして91万 5 千円の減、減の要因は給与費等の減によるものでございます。

続きまして、253ページ、254ページをお願いいたします。

2 目いけだ訪問介護事業費2,441万 5 千円、介護サービスいけだの費用でございます。嘱託ヘルパー 6 名、登録ヘルパー 3 名で事業を行っております。前年度に比べまして346万 7 千円の増ということでございます。増の要因につきましては、嘱託職員 1 名の増によるものでございます。

続きまして、255ページ、56ページをお願いいたします。

3 項訪問看護サービス事業費、1 目訪問看護事業費2,257万 2 千円、前年に比べまして118万 6 千円の減、訪問看護の費用で看護師 3 名の給与等であり、減の要因につきましては職員の異動によるものでございます。

2 款基金積立金、1 項基金積立金 5 万 5 千円、基金利子の財政調整基金積立金でございます。以上、歳出合計9,429万 5 千円、前年度と比較いたしまして736万 3 千円の増でございます。以上、議案第17号小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第22、議案第18号平成23年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第18号平成23年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の23ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ760万円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表の歳入歳出予算による規定でございます。

それでは、予算説明書の263ページをお願いします。

歳入からご説明を申し上げます。

1 款のサービス収入でございますが、要支援者に対する介護予防サービス計画策定に係る介護報酬でございます。平成22年度に比べまして1 カ月当たり10件増の150件の利用を見込んでおります。前年対比49万 5 千円増の759万 6 千円を計上いたしております。

2 款から 5 款までの寄付金、繰入金、繰越金、諸収入は名目計上でございます。

次に、歳出でございます。

265ページをお願いします。

1 款サービス事業費でございます。サービス事業費は、収入に見合う人件費と事業の運営に係る経費でございます。介護予防サービス計画作成に携わる職員1.5人分を計上し、前年比49万 5 千円増の760万円としております。以上、歳入歳出合計が前年比49万 5 千円増の760万円としております。これで説明を終わります。よろしくご審議どうぞお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次に、日程第23、議案第19号平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 議案第19号平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明をいたします。

予算書の26ページをお開き願いたいと思います。

簡易水道事業につきましては、6 地区に分散して施設がありますが、これらの施設を管理運営するための予算でございます。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を定めておりますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ 6,220万 6 千円としております。前年度予算に比べまして3,902万 7 千円の大幅の増となっております。主に、これは橋簡易水道統合事業を予定しておりますので、これによりまして対前年比168.4%の増となっております。

内容につきましては、27ページ、28ページの歳入歳出予算でご説明をいたします。

歳入では、1 款の使用料及び手数料としまして1,936万円を予定しておりますが、町内での簡易水道需要家約770軒の水道使用料と開始、検査等の手数料でございます。

2 款の分担金及び負担金では、1 軒分の加入分担金として1万 5 千円を計上をいたしております。

3 款の国庫支出金は、橋簡易水道統合事業に要する事業費の4分の1の支出金でございます。

4 款の財産収入 1 千円は、簡易水道事業財政調整基金の利子で名目予算でございます。

5 款の繰入金413万 5 千円につきましては、一般会計からの繰入金としまして企業債の元利償還金の 2 分の 1、施設改良経費のうち統合事業は 2 分の 1、その他の工事費は10分の 1、福祉対策での水道使用料減免相当分、水質検査経費の全項目検査にかかわる経費を計上いたしております。

6 款の繰越金は369万 4 千円を、7 款の諸収入は雑入として 1 千円を計上しております。

8 款町債費は、橘簡易水道統合事業費の補助残額の約96%の2,600万円の計上をいたしております。

歳出につきましては、28ページに記載をしておりますけれども、1 款の総務費では施設管理職員の時間外手当、委託検針員の賃金、消費税及び地方消費税などに充当するため429万 1 千円を予定しております。

2 款の業務費としましては5,186万 5 千円を予定しておりますが、簡易水統合事業、浄水施設、配水管等の修繕料、水質検査業務の委託料、施設改良工事費などでございます。

3 款の公債費595万円につきましては、橘、福田、吉田、当浜地区の簡易水道施設の改修に伴う起債の元利償還金でございます。

4 款の予備費としましては10万円を計上をしております。

これらの歳出合計は、歳入合計と同額の6,220万 6 千円としております。以上、簡単ですけれども、議案第19号平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第24、議案第20号平成23年度小豆島町水道事業会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 議案第20号平成23年度小豆島町水道事業会計予算につきまして、別冊予算の 1 ページから 3 ページでご説明をいたします。

第 2 条では、業務の予定を定めておりますが、給水戸数は6,300戸、年間の総給水量は246万3,180立方メートルの予定としており、1 日平均では6,730立方メートルとなります。また、(4)の主な建設改良事業といたしましては（E）の浄水設備工事で 4 億5,989万 7 千円を予定しておりますが、内海浄水場電気計装設備更新工事等でございます。（ロ）の配水設備工事での 1 億1,940万円につきましては、内海ダム再開発関連の送配水管工事に3,250万円を、町内12カ所の老朽管設備と老朽管更新工事に7,360万円を、また配水管の拡張、特設配水管などに1,330万円を予定しております。（ハ）の内海ダム再開発事業費

の1億1,612万7千円につきましては、担当職員1名分の人件費と事務費のほかにダム再開発事業の県営事業に対する水道事業負担金でございます。

次に、第3条の収益的収支及び支出ですが、第1款の水道事業収益として4億9,534万7千円を予定をいたしております。主な収益としましては、第1項の営業収益でございますが、町内での上水道需要家約7,020軒の水道使用料、一般会計と小豆広域からの繰入金などで4億8,989万円を予定をしております。

第2項の営業外収益につきましては、小豆広域施設の修繕工事受託費、預金利息、開発課用地貸付収益金等で545万5千円を予定をしております。

一方、支出では第1款の水道事業費用として4億3,876万5千円を計上いたしております。

主な費用としましては、第1項の営業費用として担当職員の給与、小豆広域からの受水費、修繕費、有形無形固定資産の減価償却費など4億177万9千円を予定をしております。

第2項の営業外費用としましては、小豆広域事務組合の運営負担金、起債償還負担金、企業債の利息、消費税及び地方消費税など3,098万6千円を予定をしております。

また、3項では特別損失としまして、過年度損益修正損を570万円、第4項では予備費30万円を計上しております。

次に、1ページから2ページにかけますけれども、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款の資本的収入として3億3,481万9千円を計上しております。内訳としましては、第1項の企業債では内海浄水場電気計装にかかわる起債を2億2千万円、内海ダム再開発事業の水道事業負担金の財源の一部として580万円を予定をしております。

第2項では、内海ダム建設事業にかかわる一般会計からの出資金といたしまして3,520万円を、第3項の補助金は内海ダムの水道水源開発に対する国、県からの補助金で6,453万7千円でございます。

第4項の負担金は、内海ダム再開事業関連でダム下にありますが、かんかけ配水池の移転に対する香川県からの補償金などで368万8千円でございます。

第5項では、新規需要家の加入分担金として120万円を、第6項では長期貸付金返還金として簡易水道債借りかえ、貸付金からの返還分として439万3千円を計上しております。

一方、支出では第1款の資本的支出として7億4,882万5千円を予定しております。主

な内容としましては、第1項の建設改良費に7億2,334万1千円を計上しておりますが、内容につきましては第2条でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

第2項の企業債償還金につきましては、これまでに借り入れした企業債の元金分2,448万3千円でございます。

また、第3項では返還金として1千円、第4項では予備費として100万円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

第5条の企業債は、内海浄水場電気計装設備更新事業及び内海ダム建設事業負担金の財源の一部として起債の限度額、方法、利率、償還の方法を定めたもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を1千万円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与9名分と交際費を計上しております。

最後に、第8条では棚卸資産の購入限度額を800万円と定めております。以上で議案第20号平成23年度小豆島町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第25、議案第21号平成23年度小豆島町病院事業会計予算の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 議案第21号平成23年度小豆島町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊となっております病院事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いします。

第2条の業務の予定量でございますが、(1)の病床数については196床で前年度と変わりはありません。(2)、(3)の患者数につきましては、入院が1日平均で前年度に比べまして5人減の130人、年間で4万7,580人、外来が1日平均で前年度と同じく400人、診療日数が1日減少しますので年間で9万7,200人を予定しております。

(4)の主要な建設改良事業の(1)設備整備費につきましては5,810万円で、前年度に比べ2,810万円の増額となっており、次のページの一番下の第9条の重要な資産の取得にありますように、電子カルテシステムを構成します放射線科の画像サーバーの増設を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款病院事業収益は27億3,399万7千円で、前年度当初予算に比べまして額で118万8千円、率にしまして0.1%未満のわずかな増となっております。第1項医業収益につきましては24億3,242万9千円、前年度に比べまして約1,110万円の減を予定しております。増減しております主な収益につきましては、入院収益が入院患者数の減少を見込んで減収を予定、そのために医療収益は増収を予定しております。普通交付税に係る一般会計負担金と本年度から制度化されました過疎対策事業債のソフト事業の借り入れ、病児・病後児保育事業負担金の増収などを予定しております。なお、過疎対策事業のソフト事業の借り入れにつきましては、予算編成後に一般会計で借り入れ、病院事業へ繰り出すことに変更になりましたことから、新年度に補正より対応させていただきます。

第2項医業外収益は3億156万7千円で、前年度に比べ1,230万円の増で普通交付税に係る一般会計負担金の増収を予定しております。

第3項の特別利益は1千円、名目計上でございます。

支出の第1款病院事業費用は29億7,408万1千円でございますが、前年度に比べ約420万円、率にしまして0.1%、わずかな増となっております。

第1項医業費用は27億9,201万8千円で、前年度に比べ1,800万円の増となっておりますが、増減しております主な費用につきましては給与費の法定福利費である共済組合負担金と退職手当組合負担金が増額、減価償却費が減額となっております。

第2項医業外費用につきましては1億7,806万3千円で、前年度に比べ約1,380万円の減となっておりますが、減額となっております主な経費につきましては支払い利息、老人保健施設費用、雑損失が減額となっております。

第3項特別損失と第4項予備費は、前年度と同額の200万円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、次のページ、2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入が2億1,239万円、前年度に比べ8,540万円、率にして28.7%の大幅な減となっております。

第1項負担金につきましては、一般会計負担金が平成17年度借入分の電子カルテシステムの償還が終了したことに伴い減額となり1億5,638万8千円を予定しております。

第2項企業債につきましては、事業の終了によりまして医師住宅建築分が減額となりますが、先ほど説明しました電子カルテシステムのサーバーの増設分の増額を予定しておりますことにより5,600万円の借り入れを予定しています。

第3項補助金と第4項固定資産売却代金は、前年度と同額の1千円を予定しております。

す。

支出の第1款資本的支出が3億1,394万6千円、前年度に比べまして1億579万円、率にして25.2%と大幅な減額となっております。

第1項建設改良費が5,810万円で、医療機器と電子カルテシステムの更新経費、第2項企業債償還金が2億5,584万6千円、企業債の元金償還を予定しております。1ページの下から2行目にありますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億155万6千円につきましては、損益勘定留保資金等1億155万6千円で補てんいたします。

2ページに戻っていただきますが、第5条は企業債の規定でございます、病院設備整備事業の財源として借入限度額を5,600万円と定めております。

第6条は、一時借入金の限度額を5千万円としております。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費が16億5,710万5千円、交際費が50万円を規定しております。

第8条につきましては、棚卸資産の購入限度額を2億6,780万円と定めております。

第9条につきましては、重要な資産の取得としまして、電子カルテシステムを構成します放射線科の画像サーバーの増設を予定しております。以上で病院事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次に、日程第26、議案第22号平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（宗保孝治君） 議案第22号平成23年度介護老人保健施設事業会計予算についてご説明をいたします。

別冊の平成23年度介護老人保健施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量でございますが、(1)といたしまして利用定員は入所が70名、通所が25名でございます。(2)といたしまして、年間の利用者数ですが、入所は2万3,058人、通所は5,368人、昨年度と比べまして入所が63名の増、通所が508名の増となっております。(3)1日の平均利用者数は、入所が63名、通所が22名を予定しております。(4)主要な建設改良費の設備整備費693万円、前年度と比較いたしまして243万円の増でございます。車いすの対応した入浴装置の購入を予定しております。

第3条は、収益的収支及び支出の予定額でございます。

収入ですが、第1款施設事業収益3億2,970万3千円。内訳は、第1項施設運営事業収益が3億2,422万5千円、第2項施設運営事業外収益が547万8千円でございます。

収入合計は、前年度と比較いたしまして661万円の増でございます。増の要因は、デイケアの利用者の増によるものでございます。

支出、第1款施設事業費用、これは3億3,682万8千円。内訳は、第1項施設運営事業費用が3億2,551万6千円、第2項施設運営事業外費用が1,031万2千円、第3項予備費100万円。支出合計は、前年度と比較いたしまして771万3千円の増、増の要因につきましては定期昇給など給与費の増、人件費の負担金の増などによるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,111万9千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたします。

内訳は、2ページをお願いいたします。

支出でございますが、第1款資本的支出3,111万9千円、第1項建設改良費693万円、先ほど申しましたけれども、車いすの入浴装置を購入をしたいと考えております。

第2項企業債償還金2,418万9千円。前年度に比べまして47万円の増でございます。

続きまして、第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるもので、(1)といたしまして職員の給与費2億356万7千円と、(2)交際費30万円でございます。

第6条は、棚卸資産の購入限度額を300万円と定めているものでございます。以上、まことに簡単ではございますが、議案第22号平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 以上で議案第3号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例についてから日程第26、議案第22号平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までの提案理由の説明は終わりましたが、これに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は3日後の3月7日に行います。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は3日後の3月7日月曜日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時06分